

柏市妊産婦等生活援助事業所運営業務委託に関する
プロポーザル方式募集要領

1 当該委託等の目的、概要

(1) 件名

柏市妊産婦等生活援助事業所運営業務委託

(2) 業務の目的及び概要

身近に頼れる親族等が不在であるなどによって、家庭生活に支障が生じている妊産婦に対し、柏市との連携のもと、当該事業に係る事業所内に安心して出産やその後の生活について考えることのできる居場所を入所または通いにより提供し食事やその他日常生活を営むために必要な支援のほか、出産前後の心理的ケアや保健指導、出産後の児童の養育に係る相談及び助言、また必要な関係機関や支援につなぐなど、特定妊婦等の支援、重篤な児童虐待事案の予防を図ることを目的とする。

本業務は、児童福祉法第6条の3第18項に規定する「妊産婦等生活援助事業」として取り組むものであり、より実践的で具体的な事業運営が可能な事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

(3) 予定契約期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日

(4) 予定金額（上限金額）

89,862,000円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、本案件については、令和8年度から令和10年度までの債務負担行為を設定しており、年度ごとの金額内訳は次のとおり。

【年度別内訳】

年度	金額
令和8年度	29,954,000円
令和9年度	29,954,000円
令和10年度	29,954,000円

2 参加資格

参加資格を有する者は、公募日から契約締結の日までにおいて、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 柏市内に事業を実施する事業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続きの申立てがなされている者に該当しないこと。
- (4) 柏市建設工事請負業者等指名停止要領（昭和62年4月1日制定）に基づく指名停止又は柏市入札契約暴力団対策措置要領（平成26年12月18日制定）に基づく指名排除を受けていないこと。
- (5) 納税義務がある場合は必要な申告などをしていること、及びその場合において主たる事業所を有する所在地に係る地方税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 電子交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者または公募日前6ヶ月以内に手形もしくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。

3 全体スケジュール

内容	期日
公募開始	令和8年1月5日（月）
参加意思表明書受付締切	令和8年1月26日（月）
質疑書の締切	令和8年1月26日（月）
参加資格要件確認結果通知	令和8年2月3日（火）
質疑書に対する回答	令和8年2月3日（火）
提案書等の提出締切	令和8年2月17日（火）
プレゼンテーション審査	令和8年2月24日（火）
審査結果通知	令和8年2月25日（水）
契約日（予定）	令和8年3月中

※スケジュールは状況により変更する場合がある。この場合は、参加意思表明書に記載されたメールアドレスまたはFAXにより連絡する。

4 参加意思表明について

(1) 提出期限

令和 8 年 1 月 26 日 (月) 午後 5 時まで

(2) 提出書類

ア 参加意思表明書 (様式 1)

イ 暴力団排除に係る誓約書 (様式 2)

ウ 事業所概要書 (様式任意)

事業所案内 (パンフレット) による代替でも可とする。ただし、以下の項目が記載されたものとする。

【事業所名、設立年月、資本金、本社所在地、社員数、業務内容、開設事業予定の場所】

エ 2 (5) を確認できる書類 (納税証明書等)

(3) 提出先

こども部こども相談センター

(柏市柏下 65-1 ウェルネス柏 3 階)

(4) 提出方法

持参 (土日祝日を除く) または郵送 (提出期限までに届いたものに限る。)

(5) 提出部数

各 1 部

(6) 参加資格の可否

上記により提出を受けた書類に基づき参加資格要件の確認を行い、参加意思表明をした全てのものに対して、令和 8 年 2 月 3 日 (火) までに参加決定の確認結果について、参加意思表明書に記載された電子メールアドレス宛に連絡する。

5 質疑及び回答について

内容等に不明な点がある場合は、次のとおり質疑書 (様式 3) により受付回答を行う。電話や窓口訪問による口頭での質疑は受け付けない。

(1) 質疑期間

令和 8 年 1 月 26 日 (月) 午後 5 時まで

(2) 質疑方法

ア 質疑書（様式3）を電子メールでこども相談センターあてに送付すること。

イ メール件名は【柏市妊産婦等生活援助事業所運営業務委託プロポーザル質疑書（事業所名）】とすること。

ウ 送付先：jisou-setchi@city.kashiwa.chiba.jp

エ 送付した際は、こども相談センター（04-7128-5290）に電話し到着確認をすること。

オ 評価等に影響をおよぼすおそれがある質問（参加業者数・参加業者名・選定委員等）は受け付けない。

(3) 回答方法

令和8年2月3日（火）までに市ホームページに掲載する。

6 辞退について

参加意思表明書の提出後、本プロポーザル方式を辞退する場合は、辞退届（様式4）をプレゼンテーション実施日の3日前までに提出すること。

※辞退した場合も今後の入札等において不利な扱いをすることはない。

(1) 提出先

こども部こども相談センター
(柏市柏下65-1 ウエルネス柏3階)

(2) 提出方法

持参（土日祝日を除く）または郵送（提出期限までに届いたものに限る。）

7 提案書等の提出について

(1) 提出期限

令和8年2月17日（火）午後5時まで

(2) 提出書類

ア 提案書表紙（様式5）

イ 提案書（A4版10枚以内、使用する文字の大きさは、10ポイント以上とすること。）

ウ 業務実施体制表（様式6）

エ 見積書及び内訳書（様式任意 税抜き価格表記）

※代表者印または受任者印を押印のうえ提出すること

※本要領1(4)に記載の予定金額を超えないこと

(3) 提出先

こども部こども相談センター

（柏市柏下65-1 ウェルネス柏3階）

(4) 提出方法

持参または郵送（提出期限までに届いたものに限る。）

※持参の場合は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日の午前9時から午後5時までとする。

(5) 部数

A4フラットファイルに綴り次の部数を提出すること

正本1部及び副本6部（副本は複写可） 計7部

(6) その他

参加意思表明書を提出後、提出期限までに提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

8 提案書の内容について

提案書の作成にあたっては、以下の項目について記載し、20分以内で説明できる内容とし、イラスト・絵・写真などを使用しても構いません。

(1) 人員配置及び施設設備等に関する実施体制について

(2) 事業所の運営に係る基本方針等について

(3) その他、業務にあたり事業所独自に提案できることについて

※上記のほか、「10 審査基準」の項目を参考に記載すること

9 審査方法及び選定方法

(1) 審査方法

最優秀提案者の審査は、柏市プロポーザル方式選定委員会（柏市妊産婦等生活援助事業所運営業務委託）（以下、「選定委員会」という。）における書類審査及びプレゼンテーション審査

によるものとします。

(2) 選定方法

本事業に係る審査評価基準に基づき選定委員会が評価を行い、各委員の評点数の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定します。なお、2者以上が同一評価で最高位になった場合は、選定委員会の協議により選定します。提案者が1者のみの場合も審査を実施します。

各委員の審査のばらつきを補正するため、最高点と最低点を除外して集計します。

(3) 日時

令和8年2月24日（火）予定

参加者の実施時刻については、別途通知する。

(4) 開催場所

ウェルネス柏

(5) 実施時間

40分以内とする（目安：説明20分＋質疑20分程度）

(6) 人数及び説明者

契約した際の責任者を含め3名以内とする。

(7) その他

ア プロジェクターを使用する場合は、提案書の提出時に申し出ること。また、使用する機材等のうち、スクリーン及びプロジェクター以外の物品については、提案者の負担において用意すること。

イ プрезентーションでの追加資料の配布や提案資料に記載のない新たな提案等については認めない。

10 審査基準

審査項目は以下のとおりとする。

評価項目	評価のポイント
1 実施体制 【30点】	・本事業の趣旨を理解し、円滑かつ効果的に遂行できる資格や実務経験を有する職員が確保されているか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の実施に当たって必要な設備を備え、困難を抱える妊産婦等の支援に効果的な運営方法が示されているか。
2 事業運営 【60点】	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦等が抱える課題や背景を理解し、その解決を図るため、具体的かつ効果が見込まれる取組内容が示されているか。また、地域生活への移行支援や自立支援の視点が明確に記載されているか。 ・妊産婦等が安全、安心して過ごすことができ、生活満足度の高い居場所づくりの工夫が行われているか。 ・支援が必要な妊産婦等に認知され、利用につながるような効果的な広報活動となっているか。 ・要保護児童対策地域協議会、医療機関、児童相談所等の関係機関と連携して妊産婦等を支援する姿勢が示されているか。 ・職員の研修会参加など、妊産婦等に対する質の高い支援を提供するための有効な取組みが記載されているか。 ・個人情報保護の重要性を理解し、適切な措置が記載されているか。
3 その他 【10点】	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の範囲内で、人件費が適切に配分され、その他事業実施のための費用が社会通念上適切に確保されているか。

1 1 審査結果

(1) 結果通知

審査結果は、参加者に対し、書面にて通知する。審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

(2) 結果公表

審査結果は、市ホームページに公表する。

1 2 契約手続き

選考した委託候補者と市が協議の上、仕様書の内容を確定し、契約を締結します。

なお、仕様書の内容は、委託候補者の提案を基本としますが、本業務に係る法令や国のガイドライン等への対応のほか本事業を効果的・効率的に実施するために変更協議を求めることがあります。

また、選考した委託候補者と市との間で仕様書の内容について協議が整わない場合は、選考結果において総合評価が次に高い応募者と協議を行う場合があります。

1.3 その他

- (1) 本プロポーザル方式に係る費用については、全て提案者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルの参加資格のない者が行った提案又は提案書及び添付資料に虚偽の記載を行った者の提案は無効とする。
- (3) 提案書は、本プロポーザル以外では使用することはない。ただし、柏市情報公開条例（平成12年柏市条例第4号）に基づく開示請求があった場合には、提案書等の提出書類が開示の対象となる。
- (4) 受託者は、主たる業務を第三者に再委託してはならない。
- (5) 提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする不利益が生じても、本市はその責任を負わない。配達記録郵便の利用又は電話若しくは電子メールなどにより着信確認を行うなどの対策を講じること。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 各提出書類やプレゼンテーションにおける説明の内容について、以下の事由が判明した場合は、失格とする。
 - ア 虚偽又は不正行為があった場合
 - イ その他選定委員会が不適切と認める行為・内容の記載があった場合

1.4 契約担当部署

- (1) 担当部署

柏市こども部こども相談センター

(2) 連絡先

〒 2 7 7 - 0 0 0 4 柏市柏下 6 5 - 1 ウエルネス柏内

電 話 : 0 4 - 7 1 2 8 - 5 2 9 0 (直通)

F A X : 0 4 - 7 1 6 2 - 1 0 7 7

メ ール : jisou-setchi@city.kashiwa.chiba.jp